

長期自主研修支援制度実施要綱の制定について（概要）

平成12年2月16日
例規（務）第6号

この要綱は、大阪府警察職員が自らの資質の向上を図る目的で、自主的に計画する長期の研修を支援するための制度の実施に関し必要な事項を定めたもので、

対象となる研修に関すること

対象となる職員に関すること

長期自主研修を実施している期間中の職員の身分及び給与に関すること

申出の手續等に関すること

職務復帰に関すること

などの項目からなっている。